



# 鳥取県公報

平成 22 年 3 月 26 日 (金)  
号外第 28 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

|       |   |
|-------|---|
| ◇ 規 則 | 鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則の一部を改正する規則<br>(14) (防災チーム) . . . . . 3 |
|       | 鳥取県建設工事執行規則の一部を改正する規則 (15) (県土総務課) . . . . . 5            |

## ==== 公布された規則のあらまし ====

## 鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則の一部改正について

## 1 規則の改正理由

消防団員及び自主防災組織の増加並びに災害時要援護者の避難支援体制の確立を一層促進するため、平成22年度の鳥取県防災・危機管理対策交付金の算定基準額については、これらの増加及び体制確立に係る数値に応じた加算を行う。

## 2 規則の概要

- (1) 平成22年度の鳥取県防災・危機管理対策交付金の算定基準額に、次に掲げる額を合算した額を加える。
  - ア 当該市町村における増加団員数（平成22年1月2日から平成23年1月1日までの間に増加した消防団員の数をいう。以下同じ。）をすべての市町村における増加団員数の合計数で除して得た割合を500万円に乘じて得た額
  - イ 当該市町村における増加組織数（平成22年1月2日から平成23年1月1日までの間に増加した自主防災組織の数をいう。以下同じ。）をすべての市町村における増加組織数の合計数で除して得た割合を300万円に乘じて得た額
  - ウ 当該市町村の平成23年1月1日における避難支援体制確立者数（個人ごとに避難の支援に係る計画が策定されている災害時要援護者の数をいう。）に120円を乘じて得た額
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成22年4月1日とする。

## 鳥取県建設工事執行規則の一部改正について

## 1 規則の改正理由

- (1) 暴力団の関与等を排除する措置を講ずるため、及び鳥取県行政組織条例等の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。
- (2) 政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率が改正されたことにかんがみ、県が行う建設工事に係る履行遅滞の場合における損害金等の率を引き下げる。

## 2 規則の概要

- (1) 請負契約で定める請負者の責に帰すべき解除の条件に暴力団と密接な関係があった場合等を加えることに伴い、請負契約の解除に関する規定について、所要の規定の整備を行う。
- (2) 県が行う建設工事で建設業法に規定するものについて請負者がその履行を遅滞した場合の損害金の額等の算定における年率を年3.3パーセント（現行 年3.6パーセント）とする。
- (3) 鳥取県行政組織条例及び鳥取県教育委員会事務局等組織規則の規定を引用する規定について、所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日等
  - ア 施行期日は、平成22年4月1日とする。
  - イ 所要の経過措置を講ずる。

# 規 則

鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第14号

鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則の一部を改正する規則

鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則（平成21年鳥取県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

| 改 正 後  | 改 正 前   |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p><u>1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>（平成22年度の交付金の額の特例）</u></p> <p><u>2 平成22年度の対象事業に対して交付する本交付金に係る第3条第1項第2号の額は、同号に定めるところにより算定した額に、次に掲げる額を合算した額を加えた額とする。</u></p> <p><u>（1） 当該市町村における増加団員数（平成22年1月2日から平成23年1月1日までの間に増加した消防団員の数をいう。以下同じ。）をすべての市町村における増加団員数の合計数で除して得た割合を500万円に乗じて得た額</u></p> <p><u>（2） 当該市町村における増加組織数（平成22年1月2日から平成23年1月1日までの間に増加した自主防災組織の数をいう。以下同じ。）をすべての市町村における増加組織数の合計数で除して得た割合を300万円に乗じて得た額</u></p> <p><u>（3） 当該市町村の平成23年1月1日における避難支援体制確立者数（個人ごとに避難の支援に係る計画が策定されている災害時要援護者の数をいう。）に120円を乗じて得た額</u></p> <p>様式第1号（第4条関係）</p> | <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>この規則は、平成21年4月1日から施行する。</u></p> <p>様式第1号（第4条関係）</p> |

年 月 日

職 氏 名 様

申請者 職 氏 名 印

年度鳥取県防災・危機管理対策  
交付金交付申請書

年度鳥取県防災・危機管理対策交付金の交付を受けたいので、鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 略

2 交付金算定基準

| 項 目              |                 | 数 値 |
|------------------|-----------------|-----|
| 住民に貸与している衛星携帯電話数 |                 |     |
| 消防団員数            | 男性              |     |
|                  | 女性              |     |
| 自主防災組織           | 組織数             |     |
|                  | 加入世帯数           |     |
| 災害時要援護者          | 登録者数            |     |
|                  | 支援プラン(個別計画)策定者数 |     |

年 月 日

職 氏 名 様

申請者 職 氏 名 印

年度鳥取県防災・危機管理対策  
交付金交付申請書

年度鳥取県防災・危機管理対策交付金の交付を受けたいので、鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 略

2 交付金算定基準額

(単位：円)

| 項 目             | 数 値 |    | 単価 | 算定基準額<br>(数値×単価) |
|-----------------|-----|----|----|------------------|
|                 | 男性  | 女性 |    |                  |
| 住民に貸与している衛星携帯電話 |     |    |    |                  |
| 消防団員            |     |    |    |                  |
| 自主防災組織に加入する世帯   |     |    |    |                  |
| 災害時要援護者         |     |    |    |                  |
| 計               |     |    |    |                  |

附 則

この規則は、平成22年 4月 1日から施行する。

鳥取県建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県規則第15号

鳥取県建設工事執行規則の一部を改正する規則

鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改 正 後  | 改 正 前  |
|--|--|
| <p>（契約の相手方の資格）</p> <p>第4条 工事の請負契約（以下「請負契約」という。）の相手方となることができる者は、建設業法第2条第3項に規定する建設業者とする。ただし、軽微な工事を執行する場合又は特別な事情がある場合において、知事（鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第6条第1項又は第6項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあつては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）<u>第14条第2項</u>に規定する部局長等若しくは同条例第2条の規定により設置された部局等を構成する内部組織の長、鳥取県総合事務所設置条例（平成15年鳥取県条例第40号）第3条に規定する総合事務所長、鳥取県港湾事務所の設置等に関する条例（平成7年鳥取県条例第6号）第1条の規定により設置された港湾事務所の長又は鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第139条の規定により設置された空港管理事務所の長。以下同じ。）が同法第2条第3項に規定する建設業者以外の者を請負契約の相手方とすることが適当であると認めるときは、この限りでない。</p> <p>（履行遅滞の場合における損害金）</p> <p>第58条の2 略</p> <p>2 前項の損害金の額は、請負代金の額から工事の出来形部分に相応する請負代金の額を控除した額につき、遅延日数に応じ、<u>年3.3パーセント</u>の割合で計算して得た額とする。</p> <p>（請負代金の支払）</p> | <p>（契約の相手方の資格）</p> <p>第4条 工事の請負契約（以下「請負契約」という。）の相手方となることができる者は、建設業法第2条第3項に規定する建設業者とする。ただし、軽微な工事を執行する場合又は特別な事情がある場合において、知事（鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第6条第1項又は第6項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあつては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）<u>第13条第2項</u>に規定する部局長等若しくは同条例第2条の規定により設置された部局等を構成する内部組織の長、鳥取県総合事務所設置条例（平成15年鳥取県条例第40号）第3条に規定する総合事務所長、鳥取県港湾事務所の設置等に関する条例（平成7年鳥取県条例第6号）第1条の規定により設置された港湾事務所の長又は鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第139条の規定により設置された空港管理事務所の長。以下同じ。）が同法第2条第3項に規定する建設業者以外の者を請負契約の相手方とすることが適当であると認めるときは、この限りでない。</p> <p>（履行遅滞の場合における損害金）</p> <p>第58条の2 略</p> <p>2 前項の損害金の額は、請負代金の額から工事の出来形部分に相応する請負代金の額を控除した額につき、遅延日数に応じ、<u>年3.6パーセント</u>の割合で計算して得た額とする。</p> <p>（請負代金の支払）</p> |

## 第59条 略

## 2 略

3 請負者は、知事がその責めに帰すべき事由により前項の期間（以下「約定期間」という。）内に請負代金を支払わないときは、その遅延日数に応じ、未支払金額につき、年3.3パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。この場合において、知事がその責めに帰すべき事由により第52条第1項の期間内に完成検査をしなかったときは、その期限を経過した日から完成検査をした日までの期間の日数（以下「検査遅延日数」という。）は、約定期間の日数から差し引くものとし、検査遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は検査遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（前払金の返還）

## 第62条 略

## 2 略

3 知事は、請負者が第1項の期間内に前2項の規定により返還すべき額を返還しないときは、その遅延日数に応じ、未返還額につき年3.3パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

（知事の解除権）

第69条 知事は、請負者が次の各号の一に該当するときは、請負契約を解除することができる。

（1）～（5） 略

（6）前各号に掲げるもののほか、請負契約を解除することができる場合として請負契約に定める条件に該当するとき。

## 2及び3 略

（解除に伴う措置）

## 第72条 略

## 2 略

3 知事は、第1項の場合において、第60条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第65条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金の額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、請負者は、解除が第69条の規定によるときにあってはその余剰額に前払金の支

## 第59条 略

## 2 略

3 請負者は、知事がその責めに帰すべき事由により前項の期間（以下「約定期間」という。）内に請負代金を支払わないときは、その遅延日数に応じ、未支払金額につき、年3.6パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。この場合において、知事がその責めに帰すべき事由により第52条第1項の期間内に完成検査をしなかったときは、その期限を経過した日から完成検査をした日までの期間の日数（以下「検査遅延日数」という。）は、約定期間の日数から差し引くものとし、検査遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は検査遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（前払金の返還）

## 第62条 略

## 2 略

3 知事は、請負者が第1項の期間内に前2項の規定により返還すべき額を返還しないときは、その遅延日数に応じ、未返還額につき年3.6パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

（知事の解除権）

第69条 知事は、請負者が次の各号の一に該当するときは、請負契約を解除することができる。

（1）～（5） 略

## 2及び3 略

（解除に伴う措置）

## 第72条 略

## 2 略

3 知事は、第1項の場合において、第60条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第65条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金の額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、請負者は、解除が第69条の規定によるときにあってはその余剰額に前払金の支

|  |  |
|--|--|
| <p>払の日から返還の日までの日数に応じ年3.3パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第70条又は前条の規定によるときにあってはその余剰額を、それぞれ知事に返還しなければならない。</p> <p>4～8 略</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(適用除外)</p> <p>2 <u>教育委員会の機関</u>(本庁組織を除く。)が請負契約を締結した工事については、第72条の4及び第72条の5の規定は、当分の間、適用しない。</p> | <p>払の日から返還の日までの日数に応じ年3.6パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第70条又は前条の規定によるときにあってはその余剰額を、それぞれ知事に返還しなければならない。</p> <p>4～8 略</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(適用除外)</p> <p>2 <u>教育委員会事務局</u>(本庁組織を除く。)が請負契約を締結した工事については、第72条の4及び第72条の5の規定は、当分の間、適用しない。</p> |
|--|--|

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県建設工事執行規則(以下「新規則」という。)の規定は、この規則の施行の日以後に相手方を決定して締結される請負契約について適用し、同日前に相手方を決定して締結された請負契約については、なお従前の例による。